

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第234号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和4年11月9日付け諮問教職第433号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人が行った公開請求の内容

住民監査請求における事実証明書のうち、特定の職員に関する年休及び特休の取得実績（以下「請求対象文書」という。）

2 公開請求に対する処分の内容

公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）

（非公開とする部分）

個人の特定につながるおそれのある記載等（氏名、特別休暇の取得目的及び取得日数等）（以下「本件非公開部分」という。）

3 実施機関

石川県教育委員会（教職員課）

4 審査請求の経緯

公開請求 令和4年 9月 6日

本件処分 令和4年 9月20日

審査請求 令和4年 9月28日

諮問 令和4年11月 9日

答申 令和8年 3月12日

5 審査請求の趣旨

(1) 本件処分を取消し、本件非公開部分の公開を求める。

(2) 公開された公文書は、請求対象文書とは異なるため、見本として添付したものと同一の公文書の公開を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 結論

本件非公開部分のうち、当審査会において公開相当と判断した部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

(2) 争点

ア 請求対象文書について

実施機関は、現に保有する文書は電磁的記録のみである旨を主張している。審査請求人は、作成者が押印した書面が存在するはずであり、当該書面を公開すべきであると主張している。

イ 本件非公開部分について

実施機関は、本件非公開部分は条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると主張している。審査請求人は、同号ただし書イに該当し、公開すべきであると主張している。

(3) 審査会の判断理由

ア 請求対象文書の特定及び保有状況について

当審査会において実施機関に確認したところ、審査請求人に対して公開した公文書は、特定の職員の休暇等の取得済日数を算出して記載した電磁的記録であり、請求対象文書の原本であることが確認された。

イ 本件非公開部分について

特別休暇の種類及び特別休暇の理由別取得済日数については、公務とは直接かかわりのない事柄であって、私事に関する情報であると認められることから、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当する。

年次有給休暇の取得済日数及び特別休暇の取得済日数の計については、公にしたとしても、職員の権利利益を害するものとは認められないことから、条例第7条第2号に該当せず公開すべきである。

7 審議経緯

審査回数5回

答 申 書

令和8年3月12日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった公文書について、実施機関が非公開とした部分のうち、当審査会において公開相当と判断した部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和4年9月6日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容）

添付の令和4年2月14日付け「石川県公報」にあるとおり、令和3年12月17日提出で「住民監査請求」が提起された。同監査報告によると、石川県立金沢商業高等学校の事務職員（以下「職員B」という。）は、同校職員（以下「職員A」という。）に関する「年休及び特休の取得実績」（以下「請求対象文書」という。）を外部に対して証明する形式で文書作成し、裁判で公開されている。これは「職務として行った」「公務員が公務上作成した公文書」である旨、結果を報告している。であれば、当然、公文書としての保存義務が発生する。その公文書が「公文書等の管理に関する法律」等に基づき保存され、実施機関に「存在する」か「存在しないか」を回答されたい。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年9月20日付けで、条例第11条第1項の規定により、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

（公文書の件名）

職員の令和3年4月1日～令和3年8月31日における年休及び特休の取得実績を証明する文書
（非公開とする部分）

個人の特定につながるおそれのある記載等（氏名、特別休暇の取得目的及び取得日数等）（以下「本件非公開部分」という。）

（非公開とする理由）

条例第7条第2号（個人情報）に該当

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年9月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和4年11月9日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、主張補充書面、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

(1) 審査請求の趣旨

ア 本件処分のうち「個人の特定につながるおそれがある記載」（特別休暇の取得目的及び取得日数等）を公開しないという決定を取り消すとの裁決を求める。

イ 公開された公文書は、請求対象文書とは異なるため、「請求人が求めている文書」として見本をつけたものと同一の「押印済み」の公文書を公開するよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人は、令和4年9月20日付けで、実施機関から通知を受けた。

イ 実施機関は、本件処分の理由を、石川県個人情報保護条例（平成15年条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第7条第2号に該当するとしている。

ウ しかしながら、個人情報保護条例第2条では、個人情報とは「特定の個人を識別することができるもの」と規定されており、年休の時間数や特休の内容だけから個人を特定することは不可能である。

エ 本件処分により、審査請求人は、憲法21条「知る権利」を侵害されている。

オ また、公開された文書は、請求対象文書とは明らかに異なる。住民監査請求で問題視された「公文書」を関係機関より入手したところ、この公文書には職員Bの押印があり、またフォントや字間ピッチも異なっており、審査請求人が求めたものと異なる。

以上の点から、本件処分のうち本件非公開部分に関する決定の取消し、及び、請求対象文書の公開を求めるため、本件審査請求を提起した。

2 主張補充書面における主張

令和4年12月28日付けで、本件審査請求の内容にかかり、石川県警察本部金沢東警察署に告発状を提出した。

公文書が2種類存在し、実施機関は「押印なし」を完結文書と公開し、職員Aは個人的な裁判に「押印あり」の公文書が提出された事実は、警察の方でも把握している。

3 反論書における主張

(1) 本件非公開部分について

実施機関は、弁明の中で、本件非公開部分について、条例第7条第2号を理由にしている。

しかし、同条同号ただし書イには、例外的に非公開から除外する情報として、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と書かれている。

請求対象文書は、当該文書に係る職員A自身が、委任した〔弁護士の名義〕弁護士（〔弁護士事務所の名称〕）を通して、名古屋高等裁判所金沢支部での民事裁判に、証拠として、提出したものである。

裁判の公開の原則（憲法第82条）により、「誰でも民事訴訟事件の記録を閲覧できることになっている」（民事訴訟法第91条第1項）ことが前提のため、請求対象文書は、既に法令等の規定により、公になっているものである。

念のため言及するが、民事訴訟法第91条第5項にあるように、「訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障」をあたえる可能性はない。また民事訴訟法第92条では、閲覧制限について規定されているが、請求対象文書は、生年月日や電話番号等とは完全に異なり、個人が

識別できる個人に固有の情報ではなく、私生活についての重大な秘密でもない。

また、裁判所に対し、当事者より申立てがなされた事実はなく、閲覧制限があるとは認められない。

従って、条例第7条第2号を根拠とした非公開は、実施機関による、条例の明らかな誤用であるから、実施機関は、速やかに本件非公開部分を公開すべきである。

(2) 本件に係る文書の保管について

まず、本件審査請求は、「あるべきはずの文書が公開されていない」という請求趣旨であるが、実施機関は、そのあるべき文書が「保管されていない」と認めている。従って、その不当性及び不適切な処理を弁明すべきであるが、弁明がなされていない。

それを前提として、本件審査請求に係る文書が、以下のとおり、この世に「2種類」存在している事実を明らかにした上で、反論を補足する。

① [職員Bの所属、職及び氏名] 名義の押印があるもの

② [職員Bの所属、職及び氏名] 名義の押印がないもの

審査請求人と実施機関との間で、この①と②のどちらの文書のことを述べているかによって齟齬が生じるため、この点について明らかにしたうえで、実施機関の明確な説明を求めたい。

審査請求人は、令和3年12月17日付けで、「住民監査請求」を行い、事実証明書として、職員Aより民事裁判に提出された「押印あり」の文書を、県監査委員に対し、監査対象として提出している。

そして、監査対象となった実施機関の見解等を踏まえ、「押印あり」の文書が、石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号。以下「文書管理規程」という。）第2条第5号に規定する「公文書」と認定されている。

従って、「押印あり」の公文書が、文書管理規程に則り、保管すべき公文書である。

また、重大な事実として、監査委員より、実施機関に対し、監査が実施されたことにより、実施機関は、当然ながら、事実証明書として審査請求人により提出された「押印あり」の文書の存在を、この時点で把握しているはずである。

「押印あり」の文書は、職員Aが、「裁判所に提出する旨」を伝えた上で、職員Bに作成を依頼したもので、外部への提出目的を、はじめから明らかにしているものである。

そして、「押印あり」の文書には、作成職員の所属先、職名、記名、押印があるもので、監査結果に記載されているような、「単なる身内職員の年休と特休を回答したものにすぎない」ものではなく、事務連絡的な校内文書の類の軽易な文書ではない。

外部に提出する行使目的があり、上司の決裁の必要な「証明書」の類であり、電磁的記録のみが残ればよい性質のものではない。

実施機関は、なぜ、電磁的記録のみしか保有していないのか、その理由と正当性を明らかにするべきである。

文書管理規程第3条では、「すべての事務の処理は、文書によることを原則とする。」と書かれており、実施機関の「電磁的記録しか保有していない」事実は、同規程の原則に違反するものである。

また、文書管理規程第2条の「完結文書」の定義によると、完結文書とは「事案の処理が完結した文書」のことを指している。

となれば、監査結果により、「押印あり」の文書が、「事案の処理が完結した文書」のはずであるから、「押印あり」の文書を保存せず、さらに文書によらず電磁的記録しか保有していないのは文書管理規程違反である。

したがって、「押印あり」の完結文書ではなく、「押印なし」の未完文書の「電磁的記録しか保有して

いない」理由を、実施機関は明らかにするべきである。

このように、実施機関の弁明は、弁明として成立しておらず、文書管理規程に違反して、電磁的記録しか保有していないことを認めていながら、本件審査請求の棄却を求めるという不可解な弁明となっている。

審査請求人は、文書管理規程に則り、あるべき文書が「なぜないのか」を問うているのに、実施機関は「保有していない」としか言っておらず、弁明とは呼べないものである。

万一、「押印なし」文書が、同規程第2条の「完結文書」にあたり、保存すべき公文書である、と実施機関が主張するならば、それでも文書管理規程に違反し、「文書による保存」がなされていないことは問題として変わらない。

4 意見書における主張

弁明書において、実施機関は「特定の個人を識別することはできないが」としながらも、「個人の権利利益を害するおそれがある」と判断している。しかし、個人の識別が不可能であるにもかかわらず、当該個人の権利利益が害されるという論理は、明らかに矛盾しており、説得力を欠いている。

また、実施機関は請求対象文書について「職員Bが職務上作成した電磁的記録にすぎない」としているが、審査請求人の手元にある文書には、[職員Bの職・氏名]の職印が明確に押されており、正規の公文書とみなされるものである。このような文書が存在しているにもかかわらず、実施機関がその保管の有無や所在について合理的な説明をしないのは極めて不自然であり、文書管理体制の適正性にも疑念を抱かざるを得ない。したがって、実施機関による「非公開」とする判断は、文書の存否に関する説明責任を十分に果たしておらず、本件公開請求に対する対応として妥当性を欠いている。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

本件非公開部分は、氏名、年休の取得実績及び取得理由が記載されている部分であるが、氏名については条例第7条第2号により非公開情報とされている「特定の個人を識別することができるもの」であり、年休の取得実績及び取得理由については、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、公開しないこととしたものである。また、請求対象文書について、現在、実施機関が保有している文書は、職員Bが職務上作成した電磁的記録のみであるため、当該記録を印刷し、本件処分を行ったものである。よって、審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮を

しなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件審査請求に係る争点について

(1) 請求対象文書について

実施機関は、現に保有する文書は電磁的記録のみである旨を主張している。一方、審査請求人は、作成者が押印した書面が存在するはずであり、当該書面を公開すべきであると主張している。

(2) 本件非公開部分について

実施機関は、本件非公開部分は条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると主張している。これに対し、審査請求人は、同号ただし書きに該当し、公開すべきであると主張している。

3 請求対象文書の特定及び保有状況について

本件公開請求に係る請求対象文書は、実施機関の職員が作成した、特定職員の年次有給休暇及び特別休暇の取得実績に係る文書である。

審査請求人は、作成者が押印した書面が別に存在する旨の主張を行っていることから、実施機関における請求対象文書の保有状況について検討を行う。

条例第2条第2項本文は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(略)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(略)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定する。

このうち、「職務上作成した文書」については、決裁・供覧に付されていなくとも、石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)に規定する事案の決定権を有する者を含めて職務上の内部検討に付された時点以降のものは公文書に該当すると解されている。また、内部検討に付されていないものであつても、簡易又は定型的な文書等であつて当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなし、公文書に該当することとされている。

また、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの(組織共用文書)を意味すると解される(石川県情報公開条例解釈運用基準)。

当審査会事務局職員をして実施機関に請求対象文書の保有状況について確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・審査請求人に対して公開した公文書は、職員Aの願届簿を集計し、休暇等の取得済日数を算出して記載した電磁的記録である。当該電磁的記録は、各職員の休暇等の取得状況を整理している職員Bが職員Aの依頼に応じて作成したものである。
- ・職員Bは職員個々の依頼に応じて、職務上整理している職員本人の休暇等の取得状況を回答しているにすぎず、職員Bが当該電磁的記録を作成し印刷したものを職員Aに交付するといった定型的な事務処理においては、通常、決裁を行っていない。しかしながら、当該電磁的記録は、簡易又は定型的な文書であつて実施機関において利用するために作成されたものであるから、決裁を行ってなくても、文書管理規程第2条第5号及び条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。
- ・実施機関において、上記電磁的記録と、住民監査請求の事実証明書類のうち職員Aに関する「年休及び特休の取得実績」を照合したところ、複写やファクス送信による画質への影響を考慮すれば、職員Bに係る印影の有無を除き同一であることを確認できたことから、請求対象文書の原本として上記電

磁的記録を特定し、公開したものである。

- ・なお、審査請求人は、実施機関において職員Bの押印のある文書を保有している旨の主張を行っているが、上記電磁的記録を印刷し、職員Bが押印したものについては職員Aに対し交付済みである。従って、審査請求人が主張する職員Bの押印がある文書は、実施機関において保有している文書ではないため、条例上の公文書ではない。

実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、請求対象文書の原本として上記電磁的記録を特定し、公開したことは妥当であると認められる。

4 本件非公開部分について

次に、審査請求人は、本件非公開部分を公開すべき旨の主張を行っていることから、この点について検討を行なう。条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から第7号までを定めている。

このうち、第2号本文は、「個人に関する情報（略）であって、（略）特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定する。当該情報は、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報のことであると解される（石川県情報公開条例解釈運用基準）。実施機関は、本件非公開部分は条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当する旨を主張している。そこで、当審査会において、条例第23条第1項の規定に基づき、実施機関から審査請求人に対して公開した公文書の提供を受け確認した結果、本件非公開部分には、次の情報が記載されていることを認めた。

- ・職員Aの氏名（1行目「教諭」の左側の非公開部分）
- ・職員Bの氏名（8行目所属及び職に続く非公開部分）
- ・年次有給休暇の取得済日数（3行目「年休」の右側の非公開部分）
- ・特別休暇の種類（4～6行目「特休」の右側の非公開部分）
- ・特別休暇の理由別取得済日数（4～6行目「特休」の右側の非公開部分）
- ・特別休暇の取得済日数の計（5行目大括弧の右側の非公開部分）

上記情報のうち、職員Aの氏名及び職員Bの氏名については、審査請求人の主張から非公開とすることに争いが無い。そこで、当審査会は残りの情報が非公開情報に該当するか否かについて検討する。

5 本件非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 特別休暇の種類及び特別休暇の理由別取得済日数

当該部分は、職員Aが取得した特別休暇の種類及び取得状況に関する記述である。一般に、個々の職員の特別休暇の取得理由を示す情報は、公務とは直接かかわりのない事柄であって、私事に関する情報であると認められる。従って、実施機関が当該部分を条例第7条第2号本文に該当するものとして非公開としたことは妥当であると認められる。

(2) 年次有給休暇の取得済日数及び特別休暇の取得済日数の計

当該部分は、職員Aが取得した休暇の集計結果に関する記述である。当該情報は、公にしたとしても、職員Aの権利利益を害するものとは認められないことから、条例第7条第2号に該当せず、公開すべきで

ある。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件公開請求に係る請求対象文書は、民事訴訟法により訴訟記録として閲覧できる情報であり、条例第7条第2号ただし書イに該当する旨を主張していることから、この点について検討を行う。ただし書イは、条例第7条第2号本文に規定する個人情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、例外的に非公開情報から除くと規定する。これは、ただし書イに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のない情報であると解されることから、公開しなければならぬとする趣旨である（石川県情報公開条例解釈運用基準）。

審査請求人は、民事訴訟法における訴訟記録の閲覧制度をもとに公開すべきとの主張を行っているが、同法第92条は、訴訟記録の中に私生活の重大な秘密が含まれている場合は、当事者からの申し立てがあれば、裁判所の判断により閲覧等の制限が行われ得る旨を規定しており、訴訟記録に記載された情報が直ちに条例第7条第2号ただし書イに規定する法令等の規定により公にされる情報と解することはできない。従って、審査請求人の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 付言

公文書一部公開決定通知書に付記すべき理由としては、公開請求者において、公開しないこととした部分が条例第7条各号の非公開情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、非公開とする部分を具体的に明示し、条例の根拠規定及び当該規定に該当する理由を付記することが求められる。

本件処分における通知書の「公開しない部分」欄には「個人の特定につながるおそれのある記載等（氏名、特別休暇の取得目的及び取得日数等）」と例示されているのみであり、非公開とされる情報が具体的に明示されていない。また、「公開しない理由」欄には「条例第7条第2号（個人情報）に該当するため」と記載されているのみであり、当該規定に該当する理由が付記されていない。

したがって、本件処分における理由付記は、石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）第8条第1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると言わざるを得ず、実施機関においては、今後、上記の点に留意すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び榎見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和4年11月 9日	実施機関から諮問を受けた(諮問教職第433号)。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月18日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
7年10月16日 (第363回審査会)	事案の審議を行った。
7年11月19日 (第365回審査会)	事案の審議を行った。
7年12月17日 (第367回審査会)	事案の審議を行った。
8年 1月28日 (第369回審査会)	事案の審議を行った。